

6 浅農第312号  
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 浅川町<br>(075043)   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 蓑輪<br>(蓑輪)        |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年8月1日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水稻栽培が主で28ha栽培されているが、水田に必要な農業用水がため池と1日おきのダムの水しかないので、個々に水が自由に使えない為に作業計画が立てづらく、規模拡大も難しい。農業用水の確保が重要課題となる。また農業従事者が年々高齢化しており、今後の農業継続の可否判断や作業委託、集約化が課題となってくる。農作物の価格の低迷による低収入で若年者の農業への魅力がない。また農業施設、機械等の整備・更新の費用負担が大きいといった課題もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻に関しては農業用水不足から、当面各農家の経営となる。将来高齢化が進み、後継者がいないときは、隣接地の耕作者へ依頼するか、認定農業者へ依頼する。又、地区内の農業法人の設立も検討して、労働力の確保、農地の集積・集約化が必要になってくる。現在一部特別栽培米の生産を行っているので、更に耕作者、耕地面積を増やして行きたい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 41.50 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 41.50 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

各農家の状況や今後の経過を踏まえ、必要に応じて法人や認定農業者への集積、集団化を進める。飼料作物の作付けが点在しているので作業効率や農業用水の効率的使用面から集積できれば良い。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農業用水不足など特有の課題から農地中間管理機構の活用は難しい。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取り組みはないが、今後農業用水不足が解消できるような事業、又、老朽化した用排水路の改修事業等があれば検討していきたい。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

引き続き普及所や町、JAと連携して、若い後継者のいる農家への協力等をする。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

当面、各農家及び多面的機能支払交付金事業等の範囲での対応とし、今後の各農家の状況により、個別に農作業委託を検討及び依頼をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                                     |             |                                     |         |                                     |          |                          |      |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/>            | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

②水稻の減農薬、減化学肥料栽培に取り組み、環境負荷低減に努める。特別栽培米や有機野菜作りへの取り組みを行う。

③農業の経営状況を踏まえ、農作業の効率化を図るため、経済的なスマート農業の導入を検討する。

⑦耕作が困難な農地については多面的機能支払交付金受皿組織としての活動により保全管理を行う。

⑧土地改良区事業及び多面的機能支払交付金事業等を活用し、施設の新設や既存施設の更新、メンテナンス等を行う。

⑨地域で生産された飼料作物や稻わら等を地区内外の畜産法人及び畜産農家へ供給する。